

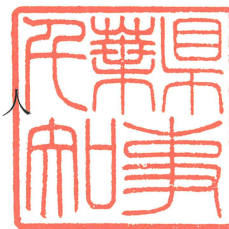
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県横浜市鶴見区駒岡二丁目13番5号

氏名 株式会社 大洋
代表取締役 村上 新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和6年6月6日

許可の有効年月日 令和11年5月20日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥, イ 廃油, ウ 廃アルカリ, エ 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, オ 紙くず, カ 木くず, キ 繊維くず, ク 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, ケ ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, コ がれき類

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

令和元年5月21日 新規許可
令和6年6月6日 更新許可・変更届（株主変更）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては, 市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については, 積替え許可の有無の記載は不要とすること。